

[事案 2021-186] 自動振替貸付無効請求

・令和3年9月15日 不受理決定

※本事案の申立人は、[事案 2019-205] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

平成19年10月に契約した医療保険について、平成30年12月に解約の意思表示をしていたことから、同時点での解約返戻金の支払いと、以降の保険料の自動振替貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

申立内容の適格性について審査を行った結果、本申立ては、過去に当審査会において判断が示された申立内容であることから、申立てを不受理とした。